

港区広報板広告募集要項

港区広報板の一部を利用し、民間企業等との協働により本市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告を次のとおり募集する。

1 媒体の概要

- (1) 港区広報板の一部を広告枠とする。(右写真参照)
- (2) 広告募集する港区広報板は、別表に掲げる 28 基とする。



2 広告の規格

広告枠の規格は、次のとおりとする。

- 1 枠：寸法 H190mm×W1,500mm、
- 半枠：寸法 H190mm×W740mm

3 広告の制作・設置・撤去

- (1) 広告の制作・設置・撤去は、広告申込者が負担する。
- (2) 広告は、耐水・耐光ステッカー等の貼付されたプレート板（厚さ約 3 mm）とし、広報板にビス留めで固定する。広報板を著しく痛めるなど、原状回復が困難になるような利用は認めない。
- (3) 広告申込者は原状回復の責務を負う。

4 広告料金

広告料は、次のとおりとする。

- 1 枠：月額 2,750 円（税込）、半枠：月額 1,650 円（税込）

5 広告掲載期間

- (1) 広告掲載期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、掲載は 1 か月単位とする。
- (2) 月の途中からの掲載も可能とするが、広告料金の日割り計算は行わず、月額とする。

6 広告掲載場所

- (1) 掲載する広報板は、広告申込者が指定することができる。
- (2) 広告申込者が指定する広報板及び掲載希望期間が重複する場合は、広報板ごとに先に申込書を提出した者を優先する。

7 掲載の申込・取下げ

「港区広報板広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、広告見本を添付して、港区役所総務課 総合政策・公民地域連携グループへ提出すること。なお、申し込みの期日は、新規掲載の場合は掲載を希望する月の前々月 10 日（土・日・祝の閉庁日の場合はその前の開庁日）継続掲載の場合は掲載期限日までとする。

また、既に提出した申込書の取下げについては掲載希望月の前々月末日（土・日・祝及び12月29日の閉庁日の場合はその前の開庁日）までとする。

8 掲載の決定

港区広報板広告掲載申込書の受理後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知する。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めることがある。

9 屋外広告物許可申請

屋外広告物の許可申請手続きは、港区役所が行う。ただし、大阪市屋外広告物条例に定める手数料は広告申込者が負担することとし、港区役所発行の納付書により指定期日までに大阪市公金収納取扱金融機関に納付すること。

10 広告掲載料金の支払い

広告掲載料金は、港区役所発行の納付書により指定期日までに大阪市公金収納取扱金融機関に納付すること。

11 広告掲載料金の返還

既納の広告料及び手数料は返還しない。

12 広告掲載決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消す。

- (1) 指定する期日までに広告料または手数料の納付がないとき
- (2) 申込書に虚偽があることが判明したとき
- (3) 大阪市港区役所における広告掲載要領に反することが判明したとき
- (4) 無断で広告掲載内容を変更したとき
- (5) その他区長が必要と認めたとき

13 問合せ先

大阪市港区役所総務課（総合政策・公民地域連携）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

電話 06-6576-9683 FAX 06-6572-9511

14 その他

- (1) 要項に疑義が生じた場合は、港区役所の解釈に従うこと。
- (2) 要項に定めのない事項については、必要に応じ港区役所と広告申込者双方協議のうえ決定する。
- (3) 港区広報板広告事業により広告を掲載している者が、既に広告を掲載している広報板の継続を希望する場合は優先する。